

○小金井市農業委員会農政部会規程

昭和44年 9 月22日 農業委員会規程第 1 号

小金井市農業委員会農政部会規程

(設置)

第 1 条 小金井市農業委員会内に専門部会とし、農政部会（以下「部会」という。）を置き、その運営は本規程による。

(目的)

第 2 条 部会は、農政の諸政策および諸問題について調査研究を行ない、都市農政施策の確立と小金井市農政の推進に寄与することを目的とする。

(構成)

第 3 条 部会は、農業委員会委員若干名をもつて組織する。

- 2 部会員は、農業委員会において互選する。
- 3 部会に、部会長および副部会長を置く。
- 4 部会長は部会において互選する。
- 5 副部会長は部会長が会長と協議して指名する。
- 6 会長は、部会の構成員となる。

(任期)

第 4 条 部会員の任期は、農業委員の任期とする。

(招集)

第 5 条 部会は、必要に応じて随時開催するものとし、招集は会長と協議して、部会長が行なう。

(定足数および表決数)

第 6 条 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(協議・報告)

第 7 条 部会長は会長の了解を得て、他の委員に出席を求めることができる。

- 2 部会は必要に応じて、他の関係機関に協力を求めるものとする。
- 3 その他必要な事項は、会長と協議して部会長が定める。
- 4 部会長は、部会の経過および結果等につき農業委員会に報告することができる。

付 則

この規程は、昭和44年 9 月22日より施行する。

小金井市農業委員会農政部会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
相原 宏次	一般社団法人 東京都農業会議	
井寺 喜香	小金井市農業委員会	
岩本 千絵	東京都農業振興事務所	
大久保 勝盛	小金井市農業委員会	農政部会 部会長
加藤 健治	東京むさし農業協同組合	
岸野 有次	小金井市農業委員会	
高橋 金一	小金井市農業委員会	
谷合 正明	小金井市商工会	
益田 智史	一般社団法人 小金井市観光まちおこし協会	
松嶋 あおい	小金井市農業委員会	農政部会 副部会長
渡邊 雅毅	小金井市農業委員会	

(敬称略、50音順)